

統計の概要

1 統計の目的

この統計は、医療保険制度における医療の給付の受給者に係る診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容、薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

なお、これまでは診療報酬明細書及び調剤報酬明細書を収集する統計調査である「社会医療診療行為別調査」の集計結果として本概況を公表してきた。平成27年からは全ての集計対象を「レセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）に蓄積された診療報酬明細書及び調剤報酬明細書とし、収集による統計調査を行わなくなったため、名称を「社会医療診療行為別統計」へ変更した。

2 集計対象

全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に提出され、平成27年6月審査分として審査決定された医療保険制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のうち、NDBに蓄積されているもの全てを集計対象とした。

	診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（件数）			[参考] 施設数 ²⁾
	総数	一般医療	後期医療	
医科 ¹⁾	81 741 701	60 390 141	21 351 560	86 529
病院	22 101 555	14 994 435	7 107 120	8 429
診療所	59 398 636	45 213 781	14 184 855	77 744
歯科	16 542 570	13 863 491	2 679 079	59 340
保険薬局	50 102 782	36 419 383	13 683 399	54 185

注：1)「医科」には、データ上で「病院」「診療所」別を取得できなかったものを含む。

2)「施設数」は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書がNDBに蓄積されていた保険医療機関又は保険薬局の数である。

3 集計事項

診療報酬明細書 …… 年齢、傷病、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況等
調剤報酬明細書 …… 年齢、処方せん受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況等

4 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—	表章単位の2分の1未満の場合	0,0.0
統計項目のあり得ない場合	・	減少数(率)の場合	△

- (2) 掲載の数値は四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合等がある。
- (3) 集計は、一次審査分であり、再審査、返戻等は含まない。
- (4) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の集計は、記録された内容に基づき集計した結果である。
- (5) 平成23年及び24年の医科診療所及び歯科、平成25年の歯科及び平成26年の歯科診療所に係る数値は全国推計数であるため、時系列比較には注意が必要である。
- (6) 診療行為分類「診断群分類による包括評価等」は、包括評価(DPC/PDPS)の所定点数及び特定入院料に関する加算である。